

## 2 新型コロナウイルス感染症の状況等について

### (1) 国内外における発生状況

・発生状況（海外の国・地域の政府公式発表：4/2：12：00）

		感染者	うち 死亡者	備考
海外	中国	81,589	3,318	
	米国	213,372	4,757	
	イタリア	110,574	13,155	
	スペイン	102,136	9,053	
	上記以外	418,678	15,769	
日本	国内	2,381	60	チャーター便、空港検疫を含む。
	クルーズ船	712	11	ダイヤモンドプリンセス号
合計		929,442	46,123	

### (2) 県内の発生状況

①確定患者 【4/7 現在】 宮城県内 32 例

発生市町村	感染者数
仙台市	26
大崎市	1
七ヶ浜	1
富谷市	2
気仙沼市	1
名取市	1
計	32

②PCR 検査実施状況 【4/6 現在】 572 件

### (3) WHO（世界保健機関）の動き

- ・新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると発表（1/31）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎について「COVID-19」と命名（2/11）
- ・新型コロナウイルス感染症の致死率が2%程度である旨の見解（2/17）

- ・調査報告書を公表「致死率 3.8%」(2/29)
- ・「症状が出ない人はマスクを着用する必要はない」などの指針を公表(2/29)
- ・「韓国、イタリア、イラン、日本」の流行は最大の懸念材料と指摘(3/3)
- ・「新型コロナウイルスはパンデミック(世界的大流行)」であるとの見解(3/11)

#### (4) 国の対応(主に厚生労働省)

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定  
(1/28 公布・2/7 施行)
- ・世界保健機関(WHO)による「緊急事態」宣言を踏まえ、政令施行を2月7日から同月1日に前倒しすると決定(1/31 閣議決定)
- ・厚生労働省電話相談窓口を設置(1/28)⇒(2/7 からフリーダイヤル化)
- ・内閣総理大臣を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置(1/30)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催  
(1/30、1/31①②、2/1、2/5、2/6、2/12、2/13、2/14、2/16、2/18、2/23、2/25、2/26、2/27、3/1、3/5、3/7、3/10、3/18、3/20、3/23、3/26、3/28、4/1 計25回開催)
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の取りまとめ  
(第1弾2/13、第2弾3/10)
- ・検疫法上の隔離・停留を可能とする措置(2/13 閣議、2/14 政令施行)
- ・感染症上の入院措置・公費負担等の対象に無症状病原体保有者が追加  
(2/13 閣議決定、2/14 政令施行)
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議開催  
(2/16、2/19、2/24、2/29、3/2、3/9、3/17、3/19、3/26、4/1 計9回開催)
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の発出(2/17)
- ・「イベントの開催に関する国民のメッセージ」を発出(2/20)  
感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討要請
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の発出(2/25)
- ・全国的なスポーツや文化イベントなど今後2週間程度、自粛要請  
(2/26、3/10「今後おおむね10日間」延長)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休校について」発出(2/28 文科省)
- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」を公表(3/1)
- ・新型コロナウイルス PCR 検査の保険適用を開始(3/6)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正(3/13 可決成立、3/14 法施行)
- ・マスクについて購入価格を超える価格での転売禁止(3/10 閣議、3/15 政令施行)  
※(国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表(3/19 専門家会議)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本

- 部」を設置（3/26）※緊急事態宣言が可能（国民の私権制限も可能）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定、発出（3/28 対策本部）
- ・「**新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言**」を公表（4/1 専門家会議）
- ・「**新型インフルエンザ等対策特別措置法**」に基づく緊急事態宣言を発令（4/7）
- ・「**新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**」を改定（4/7）

## （５） 県の対応

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（1/27）
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の開催（1/27、2/21、2/29、3/26）
- ・宮城県危機管理対策本部会議の開催（3/26）
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の開催（1/31）
- ・石巻圏域地方対策本部を設置（2/21）
- ・石巻圏域地方対策本部会議の開催（2/25、3/2）
- ・宮城県感染症対策委員会専門部会の開催（1/29）
- ・保健環境センターにおけるウイルス検査の実施（1/30：19時～）
- ・各保健所相談窓口等の開設（1/24～）

### ※石巻保健所相談件数【4/7 現在】403 件

- ・コールセンターの開設（2/4 ⇒ 2/22～24 時間対応 ⇒ **4/1～増設**）
- ・各保健所で帰国者・接触者相談センターを設置（2/4～）
- ・新型コロナウイルス感染症対策（医療機関向け）セミナーの開催（2/6）
- ・「新型コロナウイルス感染症に伴う県主催イベント・会議等の考え方について」（2/27、2/29、3/30）
- ・**若者を中心に不要不急の外出を当面、自粛するよう県民に要請**  
（4/3 宮城県知事、仙台市長）

## （６） 本市の対応

### ① 庁内情報連携体制の整備

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（1/29）
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の開催  
（2/4、2/21、2/28、2/29、3/2、3/9、3/13、3/24、3/27、3/30 計10回開催）
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の開催（1/30、2/20、2/28、4/3）

### ② 市民への周知・相談体制等の整備

- ・市ホームページでの周知・注意喚起（1/28～）
- ・相談窓口（本庁・各総合支所）の設置（2/5～）
- ・**※相談件数【4/7 現在】本庁 188 件 総合支所 27 件 計 215 件**
- ・市民向けチラシを作成し各課の窓口等に配置（2/5～）

- ・ラジオ石巻による広報（2/6～）
- ・市民向けチラシを行政委員の班回覧を活用し周知（2/27～）
  - ※総合支所管内は全戸配布
- ・妊婦へマスクを配布（2/25～）
  - ※配布件数【4/7 現在】 本庁 407 件 総合支所 98 件 計 505 件
- ・紙製品の品薄状況を鑑み、適切な情報に基づく冷静な対応を呼びかけ（HP3/5～）

### ③ 予防・まん延防止対策

ア) 市主催のイベント等の自粛及び公共施設の休館等の考え方

- ・「イベント等の中止・延期・規模縮小の基本方針」を発出（2/29）
  - ※市民が主催するイベント・行事等についても、同様の協力を要請
- ・令和2年3月4日から令和2年3月31日まで休館等を決定（3/2 対策本部）
- ・**イベント等や公共施設の考え方について（3/30 対策本部）**
  - ※令和2年4月12日まで原則イベント等の中止又は公共施設の閉館の措置を延長

イ) 庁内での感染症対策

- ・「職員にかかる新型コロナウイルス感染症への対応について」（2/26 対策本部）
  - ※相談・受診の目安、フロー図を作成
- ・手指アルコール消毒液 300 本を各部の職員数に応じて配布（2/26）
- ・職員の出張の取扱いについて（2/27 総務部通知）
- ・職員の健康観察の実施について（3/3 総務部通知）
- ・職員の時差出勤の取扱いについて（3/3 総務部通知）
- ・庁舎内の市民への感染予防対策について（3/18 説明会、実施）
  - ※漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム水溶液）を活用した環境消毒を実施
- ・**危機管理担当部署職員及び保健師等を対象に「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る研修会」の開催（4/3 石巻保健所主催）**